



設楽ダムの建設中止を求める会

会報第10号
08年12月

設楽ダムの建設中止を求める会：市野和夫 〒441-1101 豊橋市賀茂町山屋敷 28-1

E-mail: ichinok7@mx3.tees.ne.jp <http://no-dam.net/index.html>

設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす 全国集会が開催されました。(08.11.02)

翌日の11月3日には水源開発問題全国連絡会第15回総会が開かれました。



会場をぎっしり埋めた集会参加者。(JANJAN 記者 上野数馬さん撮影)

集会では以下の基調報告がありました。

1. 設楽ダムの中止はなぜ必要か？(市野中止を求める会代表)、2. 住民訴訟および住民投票への取り組み(設楽ダム訴訟弁護団長の在間氏および住民投票を求める会代表の伊藤氏)、3. 豊川治水について(水源連共同代表嶋津氏)、4. みどりの流域圏創り(市野氏)。

続いて特別報告として、「川辺川ダム中止への取り組み」について、川辺川ダム中止を訴え運動を進めてきた市民団体代表の中島氏が報告。続くパネル形式の討論では、全国のダム建設中止の運動経験から「設楽ダム中止」の運動についてたくさんの意見、アドバイスをいただきました。例えば「設楽ダム反対」の看板を立てたらどうか、とにかくダム建設のムダを住民にアピールすること・・・などなど。

最後に、「設楽ダム建設を止め、みどりの流域圏づくりをめざす全国集会宣言」(別紙)が採択されました。

終了後の懇親会には約100名が集い、和太鼓集団「志多ら」の歓迎公演は参加者のこころを弾ませ、意見交換も活発に行なわれました。

豊川の上流～下流～三河湾地域(流域圏)の持続可能な発展をめざす対案を示してアピールする機会とすること、そしてダムに対する運動の一つのモデルとして全国に発信することを目的とした今回の集会は、その役割を、満足とまでは行かないにしても、果たすことができたと思います。



全国集会に向けたみなさんの多大なご協力をこころより感謝致します。

裁判は今！

500人を超える設楽ダム建設中止を求める会会員が支援する設楽ダム住民訴訟は、11月26日、第8回の裁判(口頭弁論)を終えました。

これまでの裁判では、豊川総合用水事業の完成で東三河地域水余りになったことを国・県が隠して、「必要のない水道用水と農業用水の新規開発を設楽ダムに求めていること」、「新規農業用水分や不特定容量のうちの利水安全度分の負担金を誰が負担するのか明らかにされていないこと」、「環境影響評価の欠陥や、

環境影響を回避軽減するための有効な対策が何も用意されていないこと」など、設楽ダム建設計画の問題点を論証してきました。'09年初から専門家の証人尋問や裁判所による現地調べの段階に入ります。

これまでの裁判(準備書)のやり取りの中で、国や県のダム計画がまったく道理のないものであることが明らかになりました。中間報告をしますのでご出席ください。(日程・会場については別紙参照)

11月26日提出された第10準備書面は、フルプランにおける農水の新規開発水量の誤りを指摘する画期的内容でした。概要を次に掲載します。



設楽ダム公金支出差止等請求事件

平成20年11月26日

第 10 準 備 書 面 (概要)

被告第6準備書面に対する反論

第1 原告第6準備書面に対する認否・反論関係

1 流水正常機能維持関係

被告愛知県は、流水正常機能維持流量の対象には自流取水水利とダムに依存するダム開発水利を含んでいるというが、流水正常機能維持流量は自然の流れに専ら依存する自流取水水利流量はその対象となるが、豊川用水のような新規のダム開発水利流量はその対象とならない。また、公費負担による既得水利の利水安全度向上は、旧来から自流を取水している自流取水水利だけが対象となる。新規のダム開発水利(豊川用水)は利水安全度の向上を自らの負担によってしなければならない。

2 かんがい利用者から負担金を徴収せずに費用負担金は支払われる

かんがい利用者の建設費用負担金については、ダム完成以前においては県が建設費用負担金の一部として支払い、ダム完成後にかんがい利用者から県が徴収することになる。愛知県は既設の矢作ダムで条例を制定せずかんがい利用者負担金を徴収していない。設楽ダムについても同様にすることは明らかである。豊川水系フルプランによれば、設楽ダムのかんがい用水の使い途は定まっておらず、したがって建設費用負担者も定まっている。もし、県の説明のように設楽ダムのかんがい用水の使い途が定まっていなければ、上記の豊川水系フルプランの需給想定は、県においては採用する意志がないわけで、結局、設楽ダムのかんがい用水を必要とする新規の水需要はないのである。

3 愛知県がダム使用権設定予定者となったことの意味

特ダム法3条の規定により、特定多目的ダムで貯留した水を水道用水として供給するには、河川から取水する流水占用権（水利権）とダムによる流水の貯留を確保するダム使用権を有していなければならない。愛知県（知事）が水道用水のダム使用権者となったが、豊川用水の大野頭首工と牟呂松原頭首工は水機構が水利権を有しており、ここから愛知県は設楽ダムの水を取水できない。つまり、県は設楽ダムの水を水道用水に使うつもりはないことを意味している。

第2 原告第8準備書面に対する認否・反論関係

1 農業用水の既開発水量(供給可能量)についての議論（省略）

2 国土審議会水資源開発分科会豊川部会の審議における問題点（省略）

3 農業用水の既開発水量(新規水源開発の必要性)について

豊川水系フルプランでは、平成27年における農業用水の想定需要水量（粗用水量）は199,189千 m^3 /年であり、地区内利用可能量を21,781千 m^3 /年とし、その差の177,408千 m^3 /年が豊川水系依存量、「既開発水量」を166,683千 m^3 /年とし、「既開発水量」と水系依存量との差10,725千 m^3 /年を新規需要量として設楽ダムにより供給するとしている。しかし、「既開発水量」を166,683千 m^3 /年とする根拠はどこにも示されていない。

平成17年11月9日付東海農政局から愛知県農地計画課宛に送られたフルプラン改訂作業における事務連絡資料には、設楽ダム基準年（昭和43年）における需要量のうち、幹線等依存量合計が166,683千 m^3 と記載されている。166,683千 m^3 が豊川用水幹線等に依存する水量であり、需要量であることが明らかである。つまり、上記の豊川水系フルプランにおいて「既開発水量」166,683千 m^3 /年とされる値は（昭和43年における）需要量であって、既開発水量ではない。

いっぽう、フルプラン見直し時の国土審議会豊川部会の説明資料2の「（3）農業用水」の段落の最後の部分には、「豊川総合用水事業による年間総計画水量約1億9700万 m^3 に対し、…」と記載されている。豊川総合用水事業の農業用水の供給施設は、昭和43年よりはるかに降水量が少ない昭和22年を基準年として197,000千 m^3 /年の開発水量によって計画され、平成14年3月には施設が100%完成して197,000千 m^3 /年の供給能力を有しているのである。これが既開発水量であって、豊川水系フルプランの農業用水の需要想定を前提としても、新規かんがい用水の水源開発の必要はない。166,683千 m^3 /年は、昭和22年よりもはるかに降水量が多い昭和43年を基準として求めた需要量であって、これを供給可能量である既開発水量として将来の需要予測の計算に用いることは誤りである。

以上（文責・市野）



意見陳述書

平成 20 年 11 月 26 日

原告 伊 奈 絃

私は、設楽町に住み、本件原告であると同時に「設楽ダム建設の是非を問う住民投票を求める会」の事務局長を務めるものです。ダム建設は設楽町及び設楽町民にとって、今日だけでなく将来を左右する大きな問題です。30 数年前、設楽町にこのダム建設が浮上した時、町民はこぞって反対の意思を示しました。しかしその後、国や県の執拗な要求や圧力によって町当局や議会の姿勢は次第に条件闘争の様相を呈するようになりました。特に現町長及び現議会はダム建設による地域振興を過大に期待し、積極的にダム建設推進へと舵を取ろうとしています。本年 1 月には平成 15 年に設楽町が国・県と交わした工事受け入れの際の 37 項目の確約事項を自ら 7 項目に縮小し、それに対する誠意ある回答があれば、

ダム工事を受け入れると言いました。これは設楽町民の本意ではない。私たちは、危機感を持ち、ダム建設受け入れを表明するならその前に住民投票を実施し、住民の本意を確認してほしいと訴えました。しかし全く聞き入れられませんでした。そこで私たちはついに 8 月 20 日に住民投票条例制定の直接請求を起こしました。大変な妨害がありましたが、それでも 1 ヶ月間の署名活動で、有権者の約 4 分の 1 に当たる 1348 人という多くの有効署名を集め、9 月 24 日に請求を致しました。その後 11 月 10 日に臨時議会が開かれ、私も意見陳述をしましたが、残念なことに賛成 4、反対 8 で住民投票条例制定案が否決されてしまいました。

しかし、この臨時議会の町長答弁で明らかになったことがいくつもありました。

- ①過去、数十年間、設楽町議会では設楽ダムが必要かどうかを、まともに議論したことが一度もなかったこと。
- ②町長は豊川総合用水事業完成まえの渇水状況を重要視し、また下流域の首長が毎年ダム建設の要請をしてくるからダムはきっと必要なだろうと、無責任な発言を繰り返し、ダムの是非についての確固たる考え・判断を持っていないことが明確になったこと。
- ③町長は初めからダムありきの前提に立ち、現在は条件交渉に入っているという姿勢で、ここで、工事を受け入れるかどうかを住民に問い、仮に NO という答えが出たらこまる。住民投票は何としても阻止したいと考えていること。
- ④住民投票によって民意を確認することは、議会制民主主義を否定するものだという間違った考えを持っていること。

「今回、このタイミングで住民投票をしない方がいい」と、町長は繰り返し主張しました。しかし本当は、近々 7 項目の回答が国・県から出され、工事受け入れを認めるか否かの大切な時期だからこそ住民投票によって住民の意思を正確に把握し、確認することが必要であり、それに賛同した 1300 人以上の住民の意見を封殺しようとする態度は許しがたいものでした。

ところで、私たちのこうした住民運動に対し、国土交通省や愛知県豊川水系対策本部、設楽町当局の妨害行為が頻繁に行われました。私達が地区ごとに行ったダム学習会なるミニ集会に対し、国土交通省と県の職員3~4名が先回りして、住民の参加妨害をし、また署名集めのさなか豊川水系職員が水没者を集めた会合を持ち、その席上、「住民投票を求める署名なんぞすると、補償交渉が遅れるぞ」と脅したと聞きます。その結果、一度署名した人が、その会合の後、署名を取り消してほしいと言ってきたりしました。また、県の職員が勤務時間中に、住民投票条例制定の妨害を目的として行われた「住民投票によらない早期解決を求める会」の署名集めをしていたという情報もつかんでいます。

また、臨時議会に出された住民投票に関する町長意見文と住民投票によらない早期解決を求める会の設立趣意書が、瓜二つの文で、同一人物が書いたのだらうとの疑いさえ持っています。国・県・町が結託して設楽ダムの

建設の是非を問う住民投票条例制定の住民の取り組みを妨害したとら、これは大きな問題であると思います。

なぜこうまでして、国・県・町は住民の声を聞くことを妨害するのでしょうか？それは本当は設楽ダムが不要のダムであり、設楽町民の多数がダム建設をやめてほしいと願っていることを承知しているからではないでしょうか。

住民投票を求める署名は妨害がなければ、有権者の過半数に十分達したと思われれます。日本が民主主義、主権在民の国家であることを無視し、住民の意思を封殺しようとする行為は断じて許せません。不必要なダム建設はただちに中止すべきです。裁判官におかれましては、こうした事実をよく知って頂いて、賢明なるお裁きを頂きますよう、切にお願い致します。



次回は2月4日(水)11時30分から

名古屋地裁で開かれます。

豊川流域を文化財登録する！(仮称)プロジェクト動きだす

新聞報道によると、四万十川流域全体を5つの区域として文化財に登録するという審議会答申が出されました。設楽ダムもその建設を止めて、寒狭川(豊川)流域を文化財に登録するという運動を考えていくことに拡大幹事会で決まりました。

「源流の森と寒狭川源流の溪谷、アユ釣り・アマゴ釣りの名所やオシドリ越冬地としての寒狭川上~中流の溪谷、3つの水路式発電所と名勝アユ滝および長篠城跡の寒狭川下流、古戦場の遺跡、社寺・祭りの数々、中世以来の豊川の不連続堤・遊水地(霞堤)、伊勢・三河湾の海苔養殖発祥地・アサリ稚貝の発生地(豊川河口...)」豊川流域は、その気になれば、素晴らしい特徴を持ったスポットが連続しています。この地を文化遺産に登録し、みどり豊かな自然を生かした地域興しを考える構想です。

20代の青年たちが中心の環境を考え、行動する市民団体「虹のとびら」の協力を得て進める予定です。「虹のとびら」の例会に、この構想を話す時間をとってくださいました。関心のある方はどなたでもご参加ください。

第1回 豊川流域を文化財登録する！話し合い 1月11日(日)午前10:00~正午
カリオンビル(豊橋市民センター)にて

住民投票は今！

以下は「住民投票を求める会」が住民投票条例制定の議会における審議結果に対する意見を、地元設楽町に新聞折込をもって発表したものです（抜粋）。



設楽ダム建設計画に関する設楽町住民投票条例の制定要求は

去る 11 月 10 日(月)に設楽町臨時議会の委員会及び本会議で審議され、伊藤・伊奈の 2 名が合計 40 分に渡って意見陳述を展開しました。また田中、高橋両議員が町長に厳しい質問を浴びせ、しばしば町長が返答に詰まる場面がありました。結局 賛成4(田中、高橋、村松、平松)対 反対8(熊谷、後藤、金田、鈴木、伊藤、土屋、丸山、竹内)で否決されてしまいました。

有効署名数 1,348 名(直接請求に必要な署名数は 110 人)

もの多くの町民の声を無視し、「このタイミングで住民投票をすべきでない」という町長の態度を議会は認めてしまいました。そもそも、基本計画が告示され、補償額が提示され、近々7 項目の回答があるこの時だからこそ住民投票が必要なのに私たちは憤慨しています。私たちは、これで敗北したと思っ
ていません。ボクシングに例えれば第 1 ラウンドが終了したにすぎません。戦いはこれからです。

●提示された補償金額があまりにも低額だった。

町当局はこれで水没者や地権者のことを真剣に考えていると胸を張って言えるのか？

〈補償基準の比較表〉

	設楽ダム	群馬県八ッ場ダム	
	提示価格(円/坪)	提示価格(円/坪)	
宅地	1 等級	84,900	237,200
	2 等級	73,700	184,100
	3 等級	65,400	153,400
	4 等級	49,200	132,000
田	1 等級	38,000	62,300
	2 等級	34,000	59,400
	3 等級	31,000	56,700
畑	1 等級	39,900	60,300
	2 等級	36,000	57,700
	3 等級	32,300	55,400
	4 等級	29,700	53,400
	5 等級	24,700	50,400

なぜ、こんなに違うのか？

群馬県八ッ場ダムは別名「福田ダム」と言われ、前福田総理のお膝元。そのせいかな？ それにしてもこの差ひどすぎないか？

設楽町はバカにされていないか？

ちなみに八ッ場ダムの補償額提示は 2000 年。それほど昔の話でない。

1983 年(昭和 58 年)今から 25 年前に提示された徳山ダムの補償額は、宅地 1 等級 59,500 円、現在の物価に換算すると 12 万円ぐらいか？この時、用材林の補償額は胸高直径 30 cm で杉 3,950 円、松 2,770 円。設楽ダムは 3,440 円、1,600 円。24 年前より安い。

なお、徳山ダムでは、第 1 次基準が出されたのが 1978 年。第 2 次基準が 1980 年、第 3 次基準が 1983 年に出された。

ご存じのように徳山ダムが完成したのはつい最近、仮に設楽ダムを引き受けるとしてもこれから先、長い長い闘いになる。そのうえ完成後、だれからも感謝されないダム。今すぐ中止すべきではないでしょうか？

私たちはだまされない！ あきらめない！

住民投票を求める会：事務局 伊奈 紘 0536-62-13

国・県が設楽ダム確約事項を回答（東愛知新聞 08. 12.13 付けより）

国が設楽町に建設を計画している設楽ダム事業で、国交省中部地方整備局と県は12日、町が建設同意の判断材料として求めていた確約事項について回答した。水没住民らの生活再建対策や受益地域の費用負担の明確化など、今年1月に提出していた7項目で、加藤和年町長は「一定の評価はできる内容」とし、年明け1月中旬ごろから町民らに報告・説明を行う考えだ。

国交省中部地方整備局は10月、水没・地権者らでつくる設楽ダム対策協議会に、用地買収などの補償基準を提示。現在、個別の用地交渉に向けた協議を進めており、加藤町長は、それら動向も踏まえた上で、建設に同意するかどうかを判断するとしている。

同日、豊川水系対策本部長の西村眞副知事、永井修一副本部長、山根尚之・国交省中部地方整備局河川部長、堀与志郎・同設楽ダム工事事務所長ら国・県関係者13人が訪れ、西村副知事、山根河川部長からそれぞれ加藤町長に回答書が手渡された。

西村副知事は「県としてできる限り、水没者らが安心できる生活再建対策と、町の活性化が図られる水源地域の振興対策を取りまとめた。厳しい財政状況ですが、国・下流域自治体の協力をいただきながら、真摯に水源地対策に努めていきたい」とあいさつ。

加藤町長は「(ダム問題が)いよいよ町の手に移り、町長として重大な責務を負うことになった。今後は、設楽ダム対策協議会、町民に報告した上で、適切に判断したい」と述べた。

県の主な回答内容を見ると、集団移転地には町内と新城市内合わせて14カ所・115戸を用意。生活再建資金（一時金を含め）は、1世帯当たり500万円～1500万円とした。

また、懸案の設楽ダム対策基金は総額50億円とし、当初30年間は年間1.5億円を取り崩す「元本取崩型」、31年目以降は「果実運用型」（残額想定約25億円）に移行し、年間6200万円を活用できるとした。実質原資は45億円程度。これら各項目から算出される下流域負担総額は、22～23億円になるという。

基本計画によると、設楽ダムは堤高129メートル、総貯水量9万8000トンの重力式コンクリートダムで、利水や治水など行う多目的ダム。建設費は約2070億円で、事業費総額は3000億円を超えると見られる。完成目標は2020年度。

同ダム建設によって、約300ヘクタールが水没する見込み。移転対象は約120世帯・250人、地権者800人。（杉森秀房）

- 「設楽ダム建設同意に係る確約事項」に関する設楽町への回答について
愛知県ホームページに掲載されています

[2008年12月13]

<http://www.pref.aichi.jp/0000020772.html>

